

国の脱炭素先行地域への申請について（報告）

1. 脱炭素先行地域とは

国は、民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出実質ゼロ等を実現する「脱炭素先行地域」について、2025 年度までに、全国に少なくとも 100 カ所の設定を行い、当該地域における地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上につながる脱炭素の取組を通じて、広く脱炭素化を波及させることを目指しています。

また、当該取組の支援策として、1 地方公共団体あたり、5 年間で 50 億円を交付する事業を創設し、先行地域の募集・選定を行っています。

2. 第 4 回選定（別紙参照）

募 集 期 間：2023 年 8 月 18 日～28 日

選定結果公表：2023 年 11 月（想定）

3. 申請内容

本市は、本事業の要件である民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出実質ゼロ等の実現が、可能と見込まれる市内の 2 エリアを脱炭素先行地域として設定するとともに、当該エリア間を連結する取組も含めた事業計画を策定し、今月、第 4 回公募に申請しました。

その際、前回（第 3 回選定）の申請と比べて、電力の需要量・創エネ量の拡充を図ったほか、本市の特性である人口の増加傾向、都市と自然の調和が図られたまちづくり、資源循環の先進的な取組、豊富な教育資源などの地域資源を適切に活用した提案にまとめ上げております。

以 上